

令和6年5月6日

依 頼 者 様 各 位

佐藤誠三税理士事務所
行政書士佐藤誠三事務所
税理士・行政書士 佐藤誠三

当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について
標記のことについて、令和5年3月19日施行の基本細則を下記のとおり改定します。

記

第1条（趣旨）

- ① この基本細則は、当事務所との契約及び業務に係る料金計算の原則を依頼者様に明らかにすることを目的とします。

第2条（適用）

- ① 当事務所との契約及び業務に係る料金計算にあたっては、別途定める場合を除き、この基本細則を適用するものとします。

第3条（料金の表示）

- ① 当事務所の料金は、依頼者に対して総額（税込金額）にて表示するものとします。

附則（令和4年9月6日）

第1条（施行日）

- ① この基本細則は令和4年9月6日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。
- ② 令和4年9月30日までに行われる基本契約の契約手続に係る料金については、令和4年10月1日以降分から適用します。

附則（令和5年3月19日）

第1条（施行日）

- ① この基本細則は令和5年3月19日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

第2条（無料にて対応する所得税修正申告書の作成業務）

- ① B型の基本契約を締結する関与先様の所得税修正申告書の作成業務について、修正申告の対象となる申告書を当事務所が作成しているときは、当該業務に係る料金を無料にすることができるものとします。

第3条（料金の請求）

- ① 修正申告書に添付する書類の作成業務があるときは、関与先様に対して当該業務に係る料金を請求する

基本細則（20240507 施行）

ことができるものとします。

- ④ 更正の請求、嘆願書に該当する書類の作成業務があるときは、関与先様に対して当該業務に係る料金を請求します。

附則（令和6年5月6日）

第1条（施行日）

- ① この基本細則は令和6年5月7日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

第2条（契約維持手数料）

- ① 契約維持手数料は、これを廃止します。

第3条（基本契約割引）

- ① 基本契約割引は、これを廃止します。

基本細則の詳細について

1 当事務所との契約について

- (1) 当事務所との契約には基本契約と業務契約の2種類あり、概要は別表1のとおりです。
- (2) 関与先様は、関与先様の家族に関する業務を依頼することができます。なお、基本細則における家族の範囲は、次のとおりとします。
 - ① 配偶者 ② 1親等の血族又は姻族 ③ 同居する2親等の血族又は姻族
 - ④ 関与先様の成年被後見人等 ⑤ 関与先様が代表権を有する役員の立場にある法人

別表1 当事務所における契約の区分について

契約の種類	契約の内容	契約の対象
基本契約	他の税理士事務所における顧問契約にあたるものです。関与先様に対する必要最低限のサービスを提供するとともに、当事務所に業務を依頼される方を関与先様として管理します。 契約期間（1年）内に業務依頼があった場合、原則としてお受けすることを約するものです。そのため、基本契約を締結していない依頼者様からの業務依頼は原則としてお受けしないことにしています。	個人のみ（ただし、個人と個人が代表権を有する法人との連名での契約は可）
業務契約	確定申告書の作成業務など、具体的な業務を行うために締結する契約です。	不問

2 基本契約について

- (1) 基本契約とは、他の税理士事務所における顧問契約にあたるものです。関与先様に対する必要最低限のサービスを維持するとともに、当事務所に業務を依頼される方を関与先様として管理させていただき、契約期間（1年）内に業務依頼があった場合には、原則としてお受けすることを約するものです。そのため、基本契約を締結していない依頼者様からの業務依頼は原則としてお受けしません。
- (2) 基本契約期間は、原則として、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間です。なお、年の中途で新規に基本契約を締結される場合については、当該契約日から来る9月30日までの期間となります。
- (3) 当事務所が定める業務を依頼される方と面談させていただいた結果、お受けすることに何ら問題がなければ、基本契約を締結させていただきます。
- (4) 基本契約の種類及び業務内容等については、別表2のとおりです。基本契約料は、当事務所への相談依頼、関与先様への情報の提供など、関与先様に対する必要最低限のサービスを提供するための費用として請求させていただくものです。
- (5) 年の中途で新規に基本契約を締結される場合における基本契約料は、別表3のとおりです。なお、新規契約手数料として16千円（総額）を加算しています。
- (6) 基本契約は、個人にのみ認めている契約につき、原則として基本契約の継承は認めていません。ただし、次の要件に該当する場合については、別途定める方法により、当事務所の承諾を得て継承することができます。
 - ① 基本契約期間の中途において関与先様が当事務所との基本契約を解除する場合において、基本契約期間の満了日までの未経過部分を関与先様が指定する者に継承させたいとき

基本細則（20240507 施行）

- ② 基本契約期間の中途において関与先様が死亡した場合において、基本契約期間の満了日までの未経過部分を関与先様の相続人が指定する者に継承させたいとき
- (7) 次の要件の全てに該当する関与先様については、基本契約期間の短縮又は基本契約の終了とさせていただくことがあります。
 - ① 専門職としての評価について、他の関与先様と比べて低いこと
 - ② 当事務所からの依頼等について、他の関与先様と比べて協力度合が低いこと

別表2 基本契約の種類及び業務内容等について

項目	A 型	B 型
年間料金	年間 24,000円（総額）	年間 84,000円（総額）
料金に含まれる業務内容等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電話、メール、面談による簡易な相談（税務相談、法務相談） ■ 関与先様への情報の提供など、関与先様に対する必要最低限のサービスの提供に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同左 ■ 他の専門職への業務依頼に関する業務 ■ 官公庁、取引関係がある金融機関からの照会等への対応 ■ 官公庁、取引関係がある金融機関へ提出する簡易な書類の作成及び提出の代行 ■ 申告書に添付する税務代理権限証書の作成 ■ 所得税の確定申告書の作成に関する業務（*1） ■ 税務調査への立会業務（*2）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談業務のみご利用の関与先様向けです。税務相談のほか、行政書士が対応できる法務相談も行います。 ■ 申告書に添付する税務代理権限証書の作成、税務書類の提出代行、税務当局からの電話又は文書による簡易な質問検査等への対応、簡易な届出書、申請書等の作成に係る役務の提供など、A型の業務契約に含まれないものは別途料金になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■（*1）について、「別途料金又は割増料金になるもの」に該当する書類の作成、役務の提供は有料です。また、業務を遂行するにあたって必要となる業務システムの購入費用又は諸費用を要するときは、相当額を請求させていただきます。 ■（*2）について、立会時間により計算する料金を免除します。

注1 B型の基本契約を締結する関与先様には、基本契約期間中に当事務所が作成する申告書等に添付する税務代理権限証書を作成します。税務代理権限証書を税務当局に提出することにより、税務当局からの連絡が当事務所にも入ります。税務当局からの質問検査が当事務所にあった場合、関与先様にその旨を連絡します。

注2 官公庁、取引関係がある金融機関からの電話又は文書による簡易な照会等への対応については、B型の基本契約に係る料金に含まれます。なお、①指定された場所に向向いて対応する必要がある場合、②関与先様が指定された場所に向向く際に同行し、同席する場合、③税務調査及び不服申立に関する税務代理など、官公庁、取引がある金融機関への対応については、立会時間により計算する料金は免除しますが、基本料金は別途請求させていただきます。

基本細則（20240507 施行）

注3 電話、メール、面談による簡易な相談について、①学術研究を目的とするもの、②統計資料に関するもの、③税務書類など、官公庁、金融機関に提出する書類の作成に関するもの、④相談への回答に対する更問、⑤関与先様が当事者でないものなど、無料で相談になじまないものにつきましては、基本契約には含まれていませんので、別途料金にて対応させていただきます。

注4 簡易な書類の作成とは、例えば、消費税関係の届出書のうち、消費税の課税事業者届出書、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書などの書類をいいます。

注5 業務依頼に関する料金について、一定の要件に該当する場合、料金から相当額を減額します。

別表3 年の中途中で新規に基本契約を締結される場合における基本契約料について

契約月	金額		契約月	金額		契約月	金額	
	A型	B型		A型	B型		A型	B型
10月	40千円	100千円	2月	32千円	72千円	6月	24千円	44千円
11月	38千円	93千円	3月	30千円	65千円	7月	22千円	37千円
12月	36千円	86千円	4月	28千円	58千円	8月	20千円	30千円
1月	34千円	79千円	5月	26千円	51千円	9月	18千円	23千円

3 業務契約における料金計算の原則について

(1) 当事務所が定める料金は、処理に要する時間、書類作成（印刷）の面数（枚数、重量）、業務の難易度、業務契約以外に発生する附随業務の有無を勘案し、次のとおり計算することを原則とします。

- ① 料金は総額（税込金額）とし、1単位4,000円とします。なお、この細則にない業務又は役務の提供に係る料金については、別途定める場合を除き、1単位4,000円を基礎として計算するものとします。
- ② 役務の提供に係る料金計算について、時間により行う場合は30分を1単位とします。また、数量は1ヶ所、1回、1種類、1区画、1件、1銘柄、1社、1月、1名などを1単位とします。
- ③ 書類の印刷作業に係る料金は、原則として別途定める基本料金及び印刷に要する時間等（時間のほか、印刷の面数（枚数、重量））により計算した金額の合計額とします。なお、官公庁へ提出するものについては、業務契約に係る料金に含まれます。

(2) 当事務所が負う責任の度合を考慮すべき業務又は役務の提供に係る料金については、原則として別表5に定める方法により計算します。なお、料金を別表5以外の方法により計算する定めがある場合については、その定めを優先して適用します。

(3) 料金の割引について、当事務所が定める要件に該当する場合に適用します。また、関与先様への料金優遇については、その理由が説明できる範囲で継続します。

(4) この細則の適用、解釈に関する裁量は当事務所にのみ有するものであるため、この細則に関する依頼者様からの異議は受けないものとします。

基本細則（20240507 施行）

別表 4 当事務所の業務契約における料金の計算区分について

区分		No.	内 容	備 考
業務契約に 含まれるも の	基本料金	1	業務を遂行するにあたって必要となる業務システムの購入費用又は使用料などの諸経費に充てるためのものです。	契約期間や取引状況に関係なく生じる費用により計算します。そのため、契約期間が1年に満たない場合であっても月割計算はできません。
	業務遂行 料金	2	処理すべき業務に要する時間、取引金額の規模、業務に対する責任の負荷等により料金を計算します。	業務に対する役務の提供の対価です。
業務契約に 含まれない もの	附随業務 手数料	3	業務契約に基づいて業務を遂行する過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供（契約条件外の対応を含みます）に対する料金です。	業務契約には含まれません。一定の要件に該当する場合について、別途請求させていただきますことがあります。

別表5 業務の難易度等における料金計算について

区 分		独占業務に該当しない業務					独占業務に該当する業務				
		A 簡易な業務 (0p)		B 標準な業務 (1p)			C 難易な業務 (3p)			D 高難易な業務 (6p)	
書類の作成又は役務の提供に関する内容及び所要時間について	専門職としての業務内容等	業務を行うための知識と経験は不要。専門職でなくともできる業務。		業務を行うための知識と経験は必要。専門職が携わるのが望ましい業務。			業務を行うための知識と経験を必要とし、専門職が携わるべき業務。			他の専門職等の助言や支援を要する業務。	
	業務、考案の程度（事案の程度）	【簡易な事案】 事例が豊富にあり、考案は不要。		【一般的な事案】 事例はあるが、考案は必要。			【個別的な事案】 事例が少なく、考案が必要。一般的な事案のうち、相当以上の時間と作業を要する。			【特殊な事案】 事例が見当たらず、考案が必須。個別的な事案のうち、相当以上の時間と作業を要する。	
	資料情報等の提供方法、書類の受取方法	いずれも不要		原則として電子データのみ（書面での提供、受取りは一切無し）			電子データと書面での提供、受取りが混在する（書面の現物提供は無く、返却は不要。書面での受取りが含まれる。）			書面のみ。現物での提供があり返却を要する。	
	資料情報等の提供の程度	不要又は提供されたもので充分であり、確認、補完等の作業は要しない。		提供されたものを確認、補完等の作業を要する。			提供されたものを確認、補完等の作業を要し、広範囲又は膨大な量である。			現地確認等の実施、専門職等の助言（支援）が必要である。	
	基本契約の有無	B型を締結		A型を締結又はこれに準ずる			締結なし（紹介あり又は依頼が継続している）			左記以外	
	依頼者様の所在地（拠点、用務地）	長崎市（旧外海町、旧琴海町を除く）、時津町、長与町 ※ 旧高島町以外の離島を除く		長崎市（旧外海町、旧琴海町）、西海市 ※ 離島を除く			諫早市、大村市、雲仙市、島原市、南島原市 ※ 離島を除く			左記以外	
	連絡手段	電子データの送受信が可能なメールアドレスあり		電子データの送受信が可能なメールアドレスはないが、SMS、FAXでの連絡ができる			SMS、FAXでの連絡はできないが、電話での連絡には支障がない			郵送又は対面に限定（SMS、FAXでの連絡ができず、電話での連絡に難がある）	
	他の業務への影響	ない		新規契約につき実績がない			料金の支払、資料情報等の提供時期で軽度の影響あり			左記以外	
業務区分	A	AB	BA	B	BC	CB	C	CD	DC	D	
基本料金に乗ずる倍率	×0.25	×0.50	×0.75	×1.00	×1.25	×1.50	×2.00	×2.50	×3.00	×4.00	

注1 基本料金は、1単位30分4千円（総額）です。

注2 業務の難易度判定は、次の8項目を総合的に勘案して行います。

- ① 専門職としての業務内容等 ② 業務、考案の程度（事案の程度）

基本細則（20240507 施行）

- ③ 資料情報等の提供方法、書類の受取方法 ④ 資料情報等の提供の程度 ⑤ 基本契約の有無
 ⑥ 依頼者様の所在地（拠点、用務地） ⑦ 連絡手段 ⑧ 他の業務への影響

別表6 業務の難易度判定について

区分	平均 p		区分	平均 p		区分	平均 p		区分	平均 p		区分	平均 p	
	以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満
A	—	0.3	BA	0.6	0.9	BC	1.2	1.6	C	2.1	2.6	DC	3.1	3.6
AB	0.3	0.6	B	0.9	1.2	CB	1.6	2.1	CD	2.6	3.1	D	3.6	—

注1 別表5の注2に定める8項目を数値化してその平均値を求め、この表にて業務の難易度を判定します。

注2 料金計算について

(例) B C 2単位該当の業務の場合 基本料金 (4,000円) ×倍率 (1.5) ×時間単位 (2単位) = 12千円
 上記のほか、契約維持手数料を加算します。

4 料金の割引について

一定の要件に該当する場合の料金の割引については、別表7のとおりです。

別表7 料金の割引について

No.	種 類	概要・要件
1	調 整 割 引	1 依頼者様から料金の減額に関する要望の有無にかかわらず、当事務所が相当の理由があると認める場合に適用します。なお、具体的には次のいずれかに該当する場合とします。 ① B型の基本契約を締結しているが、基本契約割引の要件に該当しない場合 ② 業務（役務提供）の内容、要する時間、当事務所が負う責任の度合、同一地域内の他の事務所が提示する料金などを考慮した結果、料金の割引が相当と認められる場合 ③ 当事務所が料金改正等を行ったことによって関与先様に著しい不利益が生じる場合 ④ 料金の端数調整する場合 ⑤ 上記以外の理由により、料金の割引が相当と認められる場合 2 特例割引との重複適用不可。
2	特 例 割 引	1 当事務所としては料金の減額に応じる理由はないが、依頼者様の要望等によりやむを得ず応じる場合に適用します。なお、特例割引を適用した場合、「当事務所の責めに帰すべき事由により損害を被った場合であっても、当事務所が提示する金額を損害額から控除（免責）すること」について、依頼者様が同意したものとみなします。 2 調整割引との重複適用不可。

基本細則（20240507 施行）

5 業務契約の解除に伴う料金精算について

依頼者様のご都合又は責めに帰すべき事由により、業務契約期間の中途において業務契約を解除するに至った場合については、別表 8 に基づいて計算した料金を精算するものとします。

なお、精算の結果、返金すべき金額があるときは、料金の引落口座への振込により返金させていただきます。その際の振込手数料は当事務所にて負担します。

別表 8 業務契約の解除に伴う料金精算について

区分		No.	料金計算
業務契約に含まれるもの	基本料金	1	業務契約のうち基本料金については、業務を遂行するにあたって必要となる業務システムの購入費用又は使用料などの諸経費に充てるためのものであり、契約期間や取引状況に関係なく生じる費用であるため、全額請求させていただきます。なお、当事務所の裁量によって減額する場合があります。
	業務遂行料金	2	業務契約のうち業務遂行料金については、原則として次の計算式で計算した金額を請求させていただきます。 【計算式】請求金額 = 業務契約に係る業務遂行料金 × 進捗率
業務契約に含まれないもの	附随業務手数料	3	依頼者様のご都合又は責めに帰すべき事由により、契約期間の中途において当事務所との契約を解除するに至った場合については、解約時の状況により別途定める金額を請求させていただきます。

注 1 会計業務に係る業務契約を解除された場合の業務遂行料金については、乗じる進捗率を

「経過月数（1 月未満の端数は切り上げます） / （1 会計期間の月数 + 1）」に置き換えることができます。なお、1 会計期間の全てを経過した場合の解約については、全額請求させていただきます。